

新旧対照表

旧	新	摘要
1 (略) 2 対象工事等 (1) 本市が発注する建設工事 (<u>千葉県土木工事標準積算基準を適用する工事。</u>災害に関する工事、緊急を要する工事を除く。) (2) 本市が発注する設計業務、測量業務、地質調査業務 (災害に関する業務、緊急を要する業務を除く。) 3～4 (略)	1 (略) 2 対象工事等 (1) 本市が発注する建設工事 (災害に関する工事、緊急を要する工事を除く。) (2) 本市が発注する設計業務、測量業務、地質調査業務 (災害に関する業務、緊急を要する業務を除く。) 3～4 (略) <u>附則</u> <u>1 本要領は、令和7年4月1日から施行する。</u> <u>この要領の施行の日以降に公告する又は指名若しくは見積通知書を交付するものについて適用し、同日前に公告するものについては、なお従前の例による。</u>	土木工事以外の工事も対象とする